

「第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメント（意見及び回答）

受付番号	項目番号	意見か所	意見	市の考え方
1	1	放課後児童健全育成事業について	一般的に指定管理者制度と言えば、適切な競争条件の中で事業者を選定し、官民連携の中で、質の高いサービスを低コストで実現することを目指すものであると考える。しかし、放課後児童健全育成事業については、収益事業でなく社会福祉事業であり、施設の管理とその有効活用によるサービスの向上が目的ではないと考える。福祉事業として、地域の子どもたちに対し、入学から卒業まで切れ目のない支援を行うためには継続的な運営が必要ではないか。指定管理者制度が、単なる行政側のリスク回避・コスト削減のために導入されてはいけないと思う。このような思いをもち、放課後児童健全育成事業における指定管理制度の廃止を希望する。	<p>行政のために使用する財産、いわゆる行政財産の管理運営については、地方自治法に基づき、「公が直接行う」か、「指定管理者制度」によるかのいずれかしかありません。「指定管理者制度」は、民間のノウハウやスキル、経験等を活用する方が、「公が直接行う」より、市民サービスや利便性の向上、コストの削減等を図ることが期待できる場合に導入するものです。本市では、放課後児童健全育成事業を行う専用施設として「こどもの家」を設置して、安定、継続した事業を実施していますが、ご意見のとおり「指定管理者制度」を廃止した場合は、行政財産の使用許可申請に対する許可制度により、事業者が施設を利用いただくこととなります。この場合、許可期間は最長1年間となり、また借用者に継続使用の権限が無い場合、子どもたちのための継続的な運営が困難となります。</p> <p>なお、放課後児童健全育成事業は、ご指摘のとおり社会福祉法に規定される第2種社会福祉事業であり、収益事業ではありませんが、事業に対する理解がある、多様な運営主体が事業実施することが法律上認められています。</p> <p>本市としては、放課後児童健全育成事業の安定運営のため、民設民営の放課後児童健全育成事業とともに、専用施設である「こどもの家」を引き続き維持して、公設民営の放課後児童健全育成事業を実施し、事業目的を達成して行きたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p>
2	1	60 ページ 施策(2)子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実	プログラミング教育の記載がないが、教職員対象の研修は必要ではないか。	市では教職員対象のプログラミング教育の研修を実施しており、学校の代表者を対象に研修会を実施し、各校で伝達しています。また、夏休みに希望者を対象にした研修会も開いています。その他、各学校単位、県での研修もあります。なお、これらの研修については、基本目標Ⅲ施策(2)の主な取組「教職員の資質向上のための研修会」に包含すると考えています。

				で、ご理解賜りますようお願いいたします。
2	65 ページ 施策(5)子どもを取り 巻く有害環境対策の 推進	ネット犯罪予防対策が「重点取組」には掲載されているが、「主な取組」には掲載されていない。		本計画では、市の子ども・子育て支援に関する取組について、特に重点的に実施する「重点取組」と、それ以外の「主な取組」に分類して、第4章に掲載しています。そのため、「重点取組」に分類しているネット犯罪予防対策は、「主な取組」には掲載されていないので、ご了承くださいませようお願いいたします。
3	73 ページ 表中 34 児童発達支援 の目標	ひかりの子の現在の待機数を記載してほしい。		子ども発達支援センターの児童発達支援の事業については、児童発達支援センターとして県から指定されるために、定員に対して一定の人員配置基準を満たす必要があります。本市では、指定基準以上に手厚い人員配置のもと、支援をしてきましたが、過去の一時期、保育士確保に苦慮し、待機児童が発生したことがありました。しかし、その後、保育士確保に努め、併せて毎月入所へと入所受入れ時期を改めたことから、支援を必要とされる方が速やかに随時入所できるようになり、現在は待機児童は発生しておりませんし、今後も待機児童を発生させないよう体制等の一層の強化を図って参りたいと考えています。
4	74 ページ 表中 38 子ども期の生 活支援の充実の目標	表中 38 「子ども期の生活支援の充実」の令和3年以降の目標値が分からない。また、放課後等デイサービスの定員、待機数等の現状を記載してほしい。また、発達障がいの子の安全確保のために、状況によっては放課後等デイサービスの定員を増やして欲しい。		本市では、子ども・子育て支援事業計画とは別に、障がい児へのサービス支援の提供体制を確保するため、サービスの目標値（見込量）や方策等を定めた第一期障がい児福祉計画を策定しています（計画期間：平成30年度～令和2年度）。計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、令和3年度～5年度の目標値は、「第二期障がい児福祉計画」（令和2年度策定予定）、令和6年度の目標値は「第三期障がい児福祉計画」（令和5年度に策定予定）にてそれぞれ定める予定です。子ども・子育て支援事業計画記載の目標値については、障がい児福祉計画の数値を用いることとなるため、この形の記載となりますことご理解くださいますようお願いいたします。なお、障がい児福祉計画で新たな目標値が決まりましたら、本計画にも反映させていただきます。

				<p>また、市内の放課後等デイサービスの定員や待機児童数は、保育所等と違い、利用者のサービス支給量や事業者側の運営状況によるところが大きいと、記載しても現状把握が難しいと考えています。本市といたしましては、障がい児福祉計画に基づき、サービスに対するニーズを十分把握したうえで、確保方を計画的に構築するよう努めてまいりますので、併せてご理解くださるようお願いいたします。</p>
3	1	<p>54 ページ 表中 10 放課後児童健全育成事業 100 ページ 放課後児童健全育成事業 今後の方向性</p>	<p>放課後児童健全育成事業の入所の採点方法について、親が夜勤の場合、点数に反映されないため、希望する全ての児童が入所できない状況がある。夜勤の方は、自宅にいても、子どもを見ることができない時間帯がある。</p> <p>また、施設、指導員の適正規模を超えて、子どもを受入れては、よりよい生活の場は実現しない。指導員1人当たりに対する児童の数が膨大であり、その負担が大きい。</p> <p>さらに適正人数超過が原因で、兄弟・姉妹が別々のクラブに通うことになる可能性がある。</p> <p>これらを防ぐために、事前に入所希望を把握し、施設ごとに入所人数の調整をしてほしい。また、施設の確保、指導員の確保にも市が積極的に働きかけてほしい。</p>	<p>本計画には、アンケート調査により把握したニーズをもとに、放課後児童健全育成事業の5年間の事業の量の見込みと確保方を掲載することとなっており、個別の取組ごとに、細かに実施方法や設備等の整備について掲載することは難しいと考えています。いただいた具体的な意見については、今後の放課後児童健全育成事業運営の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本市では、利用児及び保護者が希望するクラブに利用申込みを行い、クラブが利用決定基準に基づき、公平性と客観性を担保しつつ利用可否を決定し、通知する方法を採用しており、保護者の自己選択、自己決定を尊重した利用契約制度となっています。定員設定については、面積要件の範囲内で決められるものではありませんが、市は参酌基準として、支援の単位は概ね40人以下と示していますので、面積基準は満たしていても著しく定員超過で受け入れている実態については、運営事業者に必要な指導等を行って行きます。また必要に応じて、施設や放課後児童支援員の確保についても働きかけていきます。</p>
4	1	<p>51 ページ 表中 3 親子の絆づくりプログラム(BPプログラム)</p>	<p>BPプログラムは第一子に限定されている。第二子を出産して引っ越してきた人や、上の子を保育園に預けている人等が参加できない。特に上の子を保育園に預けて働く親は親同士の交流が希薄であるため、第二子以降限定のプログラムを希望する。</p>	<p>ご意見のとおり、BPプログラムは初めて子育てを行う母を対象に、子育ての悩みに寄り添い、仲間づくりの場としていただくことを目的に、今年度新たにスタートしたプログラムです。現時点では、第二子以降の保護者に限定した同様のプログラムは実施していませんが、子育て支援に関する新たな取組みについては、市民の皆様の声をお聞かせいただき、重要度や優先順位を勘案しながら、今後も検討していきたいと考えます。</p> <p>なお、市内の子どもセンターや子育て支援センター、つどいの広場等の子育て支援拠点では、第二子以降の親子も参加でき</p>

				る様々な事業を実施しています。
	2	66 ページ 表中 24 公園等の整備	大きな公園の充実について、健康ふれあい公園に新しい児童遊戯場を作るとしたのみで、ほかに何も施策がない。いくつかの場所に公園が充実してほしいと思う。現在の近江八幡の公園は、広さはあっても駐車場がなかったり、魅力的な遊具がない。	公園整備の規模や数、配置については、各自治体の規模や自然環境などの地域の特性、また市民ニーズや将来情勢を見据えた都市計画などの計画を基に、効果的な整備が求められます。本市は現在、健康ふれあい公園を整備中であり、完成後、様々な角度で検証し、後の政策に反映することになります。したがって、本計画年数の5年間における公園整備は上位計画との整合を図ることと、計画の実現性の観点から記載のとおりとさせていただきます。 なお、アンケート調査により把握したニーズを参考にさせていただき、計画掲載取組とは別に、来年度、既存の公園への遊具設置を検討しています。
5	1	放課後児童健全育成事業について 44 ページ (5)自然を大切にしよう！ 67 ページ 表中 25 歩道・通学路の安全確保	岡山の新放課後児童健全育成事業施設について、畑、花壇、砂場等、もう少し子どもたちを自然に触れさせたい。また、駐車場が利用しづらく、新旧施設の行き来についても安全とは言えない。	本計画には、アンケート調査により把握したニーズをもとに、放課後児童健全育成事業の5年間の事業の量の見込みと確保方を掲載することとなっており、個別の取組ごとに、細かに実施方法や設備等の整備について掲載することは難しいと考えています。いただいた具体的な意見については、今後の放課後児童健全育成事業運営の参考にさせていただきます。
6	1	54 ページ 表中 10 放課後児童健全育成事業 96 ページ (11)放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業について、保育所や学校のように環境や体制を整備し、食物アレルギーの対応策を具体化していただきたい。	本計画には、アンケート調査により把握したニーズをもとに、放課後児童健全育成事業の5年間の事業の量の見込みと確保方を掲載することとなっており、個別の取組ごとに、細かに実施方法や設備等の整備について掲載することは難しいと考えています。それぞれのクラブでは、子どもの食物アレルギーに対して一定の配慮は行っていますが、いただいた具体的な意見については、今後の放課後児童健全育成事業運営の参考にさせていただきます。

	2		放課後児童健全育成事業について、高学年になっても、子供たちが安全・安心に過ごせるように、希望すれば在籍し続けられるよう整備、増設してほしい。	本計画には、アンケート調査により把握したニーズをもとに、放課後児童健全育成事業の5年間の事業の量の見込みと確保方を掲載しており、その方策に沿って施設の整備等を行うこととしています。子どもの希望に応えること、子どもの最善の利益を実現することをめざし、引き続き安心安全な遊びと生活の場となるよう放課後児童健全育成事業を推進実施していきます。
7	1	73 ページ 表中 35 保育所等訪問 支援事業の充実	保育所等訪問支援事業の充実について、保育所等の「等」が表わす訪問対象施設に、放課後児童健全育成事業施設、小規模保育施設は含まれているのか。含まれていなければ理由は何か。どの施設でも平等に支援をしていくべきではないか。	本市では 障がい児へのサービス支援の提供体制を確保するため、サービスの目標値（見込量）や方策等を定めた第一期障がい児福祉計画を平成30年3月に策定し、その中で保育所等訪問支援事業についても計画的に取り組んでいます。 保育所等訪問支援事業の「等」については、小規模保育施設は含まれており訪問支援を行っています。放課後児童健全育成事業を実施する施設について、児童福祉法施行規則に定める「その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認めたもの」の中に含めるかは、各自治体の判断とされています。その場合も、施設の種別で一律に判断するものではなく、対象児の集団生活への適応を考え、当該事業により支援をして行く必要性や教育、地域など他分野の支援等も含めてマネジメントしていくこととなります。また、当該事業で支援して行く必要がある場合には、個別給付としての手続きが必要となり、申請・支給決定・契約後に支援が可能となります。 なお、個別給付である保育所等訪問支援事業による支援のほか、在籍している学校への小1巡回や個別の発達相談等を実施し、必要な情報提供や支援を行っています。また、個々の施設や職場で発達の課題がある子どもに関わる職員向けに発達支援の研修を実施してそれぞれの支援力の向上等にも努めています。
	2	100 ページ 放課後児童健全育成 事業（今後の方向性） 103 ページ	「放課後児童クラブの質の向上」、「教育・保育等の質の確保及び向上」について、各施設の状況によって要因は変わると思うが、市の考える教育、保育の質とは何か。具体的に書かれていないので	本市の教育・保育事業の運営については、「近江八幡市就学前教育・保育育成指針」をもとに公私立問わず市内全ての各園所で取り組んでいます。その中で教育・保育の質とは、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育

		(2)教育・保育等の質の確保及び向上	分からない。	<p>要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向けて、集団の中で一人一人の子どもが良さを発揮し、発達に必要な経験が積み重ねられるようにしていくことと捉えています。具体的には、近江八幡市の目指す子ども像「自分らしくいきいきと輝き 友だちとつながりあえる子」に向け、「健やかな心と体を育む」「主体性を育む」「協同性を育む」ことを就学前教育保育の充実として、家庭・地域との連携と小学校との円滑な接続を大切に、取り組みを進めています。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業については、「近江八幡市放課後児童クラブ運営ガイドライン」に基づき、子どもにとって、よりよい遊びと生活の場となるよう運営しています。質の面についても、同ガイドラインに沿って、研修を通じた放課後児童支援員の資質向上や各種避難訓練による子どもの安全確保等を図ることとしています。なお、計画の100ページは「近江八幡市放課後児童クラブ運営ガイドライン等に基づき、質の向上に努めます」に変更させていただきます。</p>
--	--	--------------------	--------	---